

公認会計士・監査審査会の活動状況

(令和5年度版)

令和6年6月

公認会計士・監査審査会

「公認会計士・監査審査会の活動状況」について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第16条に基づき、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

なお、監査事務所等に対する審査及び検査等に関する事項については、従来、本活動状況に概要を記載した上で、別途公表しているモニタリングレポートでより詳細な記載を行っておりましたが、本活動状況にのみ記載している情報も一部存在しました。今後は、情報提供の一元化による読者の情報取得の円滑化及び効率化等の観点から本活動状況での記載は行わず、例年7月頃に別途公表している「モニタリングレポート」においてその活動状況を取りまとめることとします。

令和6年版モニタリングレポート（令和6年7月19日公表）

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20240719/20240719-1.html>

読者の便宜を図るために、一部、令和5年3月31日以前の情報及び令和6年4月1日以降の情報も記載しています。

また、令和5年度及び本年度とは、令和5年4月1日～令和6年3月31日を指し、令和5事務年度及び本事務年度とは、令和5年7月1日～令和6年6月30日を指します。

※ 公認会計士・監査審査会運営規程

第16条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

《本冊子に対するご意見等の連絡先》

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課企画係
03-3506-6000(内線2436)

目 次

はじめに	1
【本編】	
第1章 組織	
1. 公認会計士・監査審査会	3
2. 事務局	3
第2章 公認会計士試験の実施	
1. 概説	5
(1) 試験制度の概要	5
(2) 現行試験の概要	5
(3) 受験願書等のインターネット受付	8
2. 公認会計士試験の実施状況	9
(1) 試験実施における感染症等対策	9
(2) 令和5年公認会計士試験	9
(3) 令和6年公認会計士試験	10
3. 公認会計士試験に係る情報発信等	11
4. 今後の課題	11
(1) 自然災害を踏まえた試験運営	12
(2) 受験願書等に係るインターネット受付の利便性向上	12
(3) 公認会計士試験受験者増を受けた対応	12
(4) 公認会計士試験受験者の裾野拡大のための取組	12
第3章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議	
1. 制度の概要	13
2. 事案の概要	13
第4章 諸外国の関係機関との協力	
1. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) における活動	17
(1) 設立の経緯	17
(2) 組織	18
(3) 活動状況	19
(4) 日本 IFIAR ネットワーク	23
2. 二国間での協力	23
3. 今後の課題	23

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料

- 1-1 公認会計士・監査審査会発足の経緯…………… 27
- 1-2 第7期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿…………… 29
- 1-3 公認会計士・監査審査会の開催状況…………… 30

2 公認会計士試験実施関連資料

- 2-1 公認会計士試験制度の概要…………… 34
- 2-2 試験実施における感染症等対策…………… 35
- 2-3 令和5年公認会計士試験の合格発表の概要について…………… 37
- 2-4 令和5年公認会計士試験短答式試験の試験結果の概要…………… 45
- 2-5 令和6年公認会計士試験第I回短答式試験の試験結果の概要…………… 47
- 2-6 令和5年度の講演会の開催状況…………… 48

3 諸外国の関係機関との協力関連資料

- 3-1 IFIAR 本会合開催実績…………… 49
- 3-2 第23回監査監督機関国際フォーラム（ワシントンDC会合）について…………… 50
- 3-3 監査監督機関国際フォーラムによる「2023年検査指摘事項報告書」の公表について…………… 54
- 3-4 IFIAR 検査ワークショップ開催実績…………… 59
- 3-5 日本 IFIAR ネットワーク会員…………… 60

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、公認会計士監査の品質の確保・向上を図り、その信頼性を確保することにより、資本市場の公平性と透明性を高めることを使命としてまいりました。

1. 本年度を振り返って

審査会は、令和4年4月から第7期（令和4年4月～令和7年3月）がスタートし、令和5年度は第7期の2年目となります。

監査事務所等に対する審査及び検査等（モニタリング）については、令和4年5月に公表した第7期における「監査事務所等モニタリング基本方針—監査品質の持続的な向上の促進—」（令和5年7月に一部改正）及び昨年7月に公表した「令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき実施しています。本年度は、引き続き、監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢の実効性を重視してモニタリングを行っていますが、特に改訂品質管理基準等が適用されている大規模監査法人について、リスクアプローチに基づく品質管理システムの整備運用状況を重点的に検証するほか、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所に対するモニタリングをより重視した運用を行っています。審査会が実施したモニタリングの成果については、関係者のみならず広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていただくことを目的として「令和6年版モニタリングレポート」及び「監査事務所検査結果事例集（令和6事務年度版）」を作成中であり、本年7月頃に公表を予定しております。

令和5年公認会計士試験については、引き続き、感染症等対策を講じた上で実施しました。また、願書提出者数は平成28年試験以降8年連続して増加しました。これには種々の要因があり得ますが、試験に関する情報提供の充実などに努めた結果、若年層を中心に関心が高まっていることのほか、監査業界における公認会計士の需要が増加していることや監査業界以外の分野でも活躍できる選択肢があることなどが大学生を中心とした若年層に伝わっているものと考えております。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、本年度も審査会は金融庁と共に、東京に本部事務局が置かれた、各国の監査監督当局間の協力・連携の場である「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」における活動を通じて、会計監査に関する国際的な制度・運用の把握や、グローバルな監査の品質の向上に係る国際的な議論への積極的な貢献を続けてきました。また、令和5年4月より2年の任期で務める議長国（日本）として、IFIAR本会合や6大監査法人ネットワークとのCEOセッション、グローバル監査品質ワーキング・グループ会合などにおける、現下の情勢を踏まえた監査の課題等についての議論に一層積極的に参画しました。なお、令和6年4月の第24回IFIAR本

会合ではホスト国として日本（大阪）で会議を開催しました。このほか、二国間の協力関係においても、各国と締結してきた情報交換枠組等を活用し、国際的に活動する監査事務所に係る情報共有を相互に行うなど、審査会の審査・検査活動に資する当局間の連携を行いました。

2. 今後の課題

第7期審査会3年目となる令和6年度においては、上記のとおり、今年度重点的に実施した取組やこれまで取り組んできた実績を踏まえつつ、特に以下のような点について着実な業務の遂行に努めていきます。

監査事務所等に対するモニタリングについては、上場会社監査を行う監査事務所を主な対象として、令和6年7月から、改訂品質管理基準や改訂後の監査法人のガバナンス・コードが適用されるなどの監査事務所をめぐる変化に適切に対応したモニタリングの実施に努めます。また、監査の品質の確保・向上を図り、業務の適正な運営を確保する主体は監査事務所であることから、監査事務所に自発的な改善活動を促すような実効的なモニタリングに取り組みます。特に、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢については、リモート検査と対面での検査を併用して実施することで、効率性の向上を図っていきます。加えて、モニタリングの成果を関係者及び広く一般に提供していくため、モニタリングレポート等の内容の更なる充実に努めていきます。

公認会計士試験については、引き続き、若年層や女性も含めて、より多くの人々に挑戦していただけるよう、公認会計士の使命・役割等をテーマとした講演を行い、公認会計士という資格・職業の意義や魅力について、なお一層の情報発信を続けていきます。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、国内外における公認会計士・監査法人や被監査会社を取り巻く環境の変化に対応するため、IFIAR等での議論への積極的な参加や、海外における監査の在り方をめぐる議論の動向把握に努めていきます。特に、令和5年4月の第23回IFIAR本会合において、IFIAR副議長を務めていた公認会計士・監査審査会事務局長兼金融庁総合政策局審議官が、IFIAR議長に選出されたことも踏まえ、より一層グローバルな監査の品質の向上に貢献していきます。

審査会はこれらの活動を通じ、資本市場の公平性と透明性を高め、ひいては、日本経済、世界経済の健全な発展に貢献していきます。

令和6年6月

公認会計士・監査審査会会長

松井隆幸

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下「法」という。）第35条第1項及び金融庁設置法第6条第2項に基づき、平成16年4月に金融庁に設置された合議制の行政機関である（P27資料1-1参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である。（法第36条、第37条の2第1項、第37条の3第1項）

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第35条の2、第37条の4）。

令和4年4月1日に発足した第7期（令和4年4月～令和7年3月）においては、松井隆幸会長、青木雅明常勤委員及び非常勤委員8名の計10名の構成で活動を行っている（P29資料1-2、P30資料1-3参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士及び監査法人（以下「監査事務所」という。）並びに外国監査法人等（注）並びに日本公認会計士協会に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 監査事務所に対する懲戒処分等の調査審議
- ④ 諸外国の関係機関との連携・協力

（注）外国監査法人等とは、外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者をいう。

2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第41条第1項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験課及び審査検査課で構成され、総務試験課は、公認会計士試験の実施、監査事務所に対する懲戒処分等の調査審議、諸外国の関係機関との連携・協力及び事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査課は、監査事務所の監査又は証明業務及び日本公認会計士協会の事務の運営状況についての審査並びに監査事務所、外国監査法人等及び日本公認会計士

協会に対する検査を所掌している。

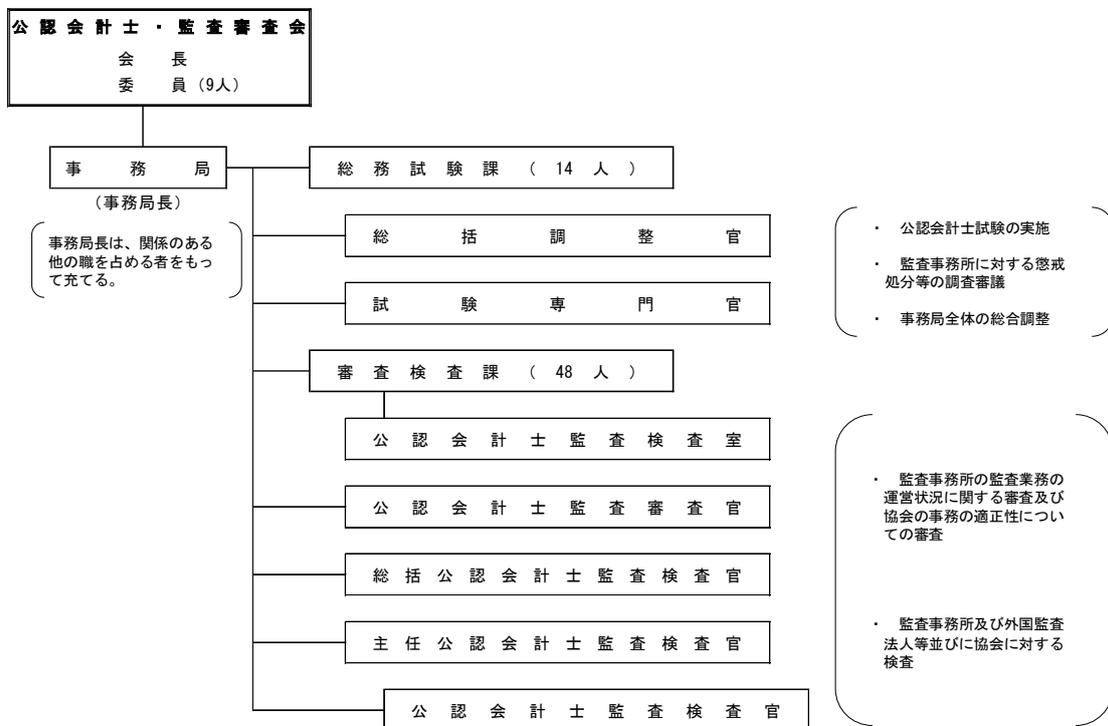
事務局の定員は、平成16年4月発足時40人であったが、その後順次増員され、令和5年度末の定員は、総務試験課14人及び審査検査課48人の計62人となっている。

《事務局の定員の推移》

(年度末ベース)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24 ～ 27	H28 ～ 29	H30 ～ R元	R2 ～ 3	R4	R5
総務試験課	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14	15	14
審査検査課	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42	43	42	41	48
公認会計士 監査検査室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
総括公認会計士 監査検査官	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	6	6	6	6	7
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26	27	26	25	28
合 計	40	41	43	47	51	55	58	57	56	56	57	56	56	62

《公認会計士・監査審査会の機構図》



(注) 上図中 () 内は、令和5年度末における定員を示す。

第2章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

現行の試験制度は、平成15年の法改正において、試験の質を確保しつつ社会人を含めた多様な人材が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

平成15年法改正による主な見直しの内容

- ①試験体系の簡素化
- ②試験科目の見直し
- ③一定の要件を満たす実務経験者、会計専門職大学院修了者などに対する試験科目の一部免除の拡大
- ④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験の実施に関する事務は審査会が行っているが、試験監督等は各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行（実施年）ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

(2) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格の制限は設けられていない（P34資料2-1参照）。

ア 短答式試験

- ・ 実施回数・時期
年2回（例年、12月上中旬、5月下旬）
- ・ 試験科目
財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

・ 合格基準

総点数の 70%を目安として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その満点の 40%の得点を満たさず、かつ、原則として答案提出者の下位から遡って 33%の人数に当たる者と同じの得点に満たない者は、不合格となることがある。

《過去の合格基準》

R 元年		R2 年		R3 年	R4 年		R5 年		R6 年
第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	—	第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回
63%	63%	57%	64%	62%	68%	73%	71%	69%	75%

(注) 令和 2 年までの合格基準：上記得点比率を上回っていても、試験科目のうち 1 科目でも、その満点の 40%の得点を満たさないものがある場合は不合格となることがある。

令和 3 年以降の合格基準：上記得点比率を上回っていても、試験科目のうち 1 科目でも、その満点の 40%の得点を満たさず、かつ、原則として答案提出者の下位から遡って 33%の人数に当たる者と同じの得点に満たないものがある場合は不合格となることがある。

・ 短答式試験科目の全部又は一部免除

大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法修習生となる資格を得た者は、申請により、短答式試験の免除を受けることができる。また、短答式試験合格者は、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

さらに、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等については、申請により、試験科目の一部の免除を受けることができる。

なお、短答式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の試験科目の合計得点の比率によって合否が判定される。

《令和 5 年度の免除件数》

全科目 免除	商学若しくは法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	10 件
	司法修習生となる資格を得た者等	90 件
	短答式試験合格者（令和 3 年又は令和 4 年試験のみ）	1, 819 件
一部科目 免除	税理士資格取得者等	75 件
	会計専門職大学院修了者	156 件
	会計又は監査に関する実務経験者	11 件

イ 論文式試験

- 実施回数・時期

年1回（例年、8月中下旬）

- 試験科目

必須4科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目

- 合格基準

52%の得点比率を目安として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1人の答案を複数の試験委員が採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

《過去の合格得点比率》

R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
52.0%	51.8%	51.5%	51.6%	52.0%

（注）試験科目のうち1科目でも、その得点比率が40%に満たないものがある場合は不合格となることがある。

《合格者等の推移》

	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
願書提出者	12,532人	13,231人	14,192人	18,789人	20,317人
論文式合格者	1,337人	1,335人	1,360人	1,456人	1,544人
最終合格率	10.7%	10.1%	9.6%	7.7%	7.6%

（注）願書提出者の人数は、短答式試験の第I回及び第II回のいずれにも願書を提出した者は名寄せして集計。

- 論文式試験科目の一部免除

大学等において3年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法修習生となる資格を得た者、税理士資格取得者等については、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

また、論文式試験のうちの一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる（注）。

なお、論文式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点比率によって合否が判定される。

（注）試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を論文式試験一部科目免除資格取得者としている。

《令和5年度の免除件数》

商学、法律学若しくは経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	10 件
司法修習生となる資格を得た者等	90 件
不動産鑑定士試験合格者	1 件
税理士資格取得者	19 件
論文式試験一部科目免除資格取得者（令和3年又は令和4年試験のみ）	679 件

(3) 受験願書等のインターネット受付

受験者等の利便性向上のため、公認会計士試験の受験願書の提出等の手続について、平成29年第I回短答式試験からインターネット受付サービスを導入している。なお、これまで一部の科目免除に係る出願においてインターネット受付を利用できなかったが、令和7年第I回短答式試験から、全ての出願においてインターネット受付が利用できるようシステムの改修を予定している。

インターネット願書受付件数の割合は年々増加しており、令和6年公認会計士試験における割合は第I回、第II回ともに9割を超えている。

《インターネット受付サービスの利用状況》

		願書受付件数 (a)	うち、インターネット受付件数 (b)	利用率 (b/a)
H29 年	第I回	7,818 件	3,470 件	44.4%
	第II回	8,214 件	3,700 件	45.0%
H30 年	第I回	8,373 件	5,157 件	61.6%
	第II回	8,793 件	5,313 件	60.4%
R 元年	第I回	8,515 件	6,280 件	73.8%
	第II回	9,531 件	6,787 件	71.2%
R2 年	第I回	9,393 件	7,313 件	77.9%
	第II回	10,191 件	7,707 件	75.6%
R3 年	—	14,192 件	11,868 件	83.6%
R4 年	第I回	12,719 件	11,347 件	89.2%
	第II回	14,958 件	13,462 件	90.0%
R5 年	第I回	14,550 件	13,571 件	93.3%
	第II回	15,883 件	14,741 件	92.8%
R6 年	第I回	15,681 件	14,939 件	95.3%
	第II回	16,678 件	15,764 件	94.5%

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 試験実施における感染症等対策

試験の実施に当たり、感染症等対策として、体調不良の受験者（発熱のある者を含む。）に対して受験を控えるよう要請を行うとともに試験室の換気等の対応を講じた。なお、試験場入場前の検温は原則として実施しないこととし、試験場におけるマスクの着用については原則として個人の判断によることとした（P35 資料2-2）。

(2) 令和5年公認会計士試験（P37 資料2-3 参照）

令和5年公認会計士試験の実施スケジュール及び試験結果の概要は以下のとおりである。

《令和5年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	願書受付開始	願書受付締切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	令和4年 8月26日	(インターネット出願) 令和4年9月15日	令和4年12月11日	令和5年1月20日
		(書面による出願) 令和4年9月9日		
第 II 回 短 答 式	令和5年 2月6日	(インターネット出願) 令和5年2月27日	令和5年5月28日	令和5年6月23日
		(書面による出願) 令和5年2月17日		
論 文 式		—	令和5年8月18日 ～20日	令和5年11月17日

《試験結果の概要》

区 分	令和5年試験	(参考) 令和4年試験
願書提出者(a)	20,317人	18,789人
短答式試験受験者	18,228人	16,701人
短答式試験合格者(b)	2,103人	1,979人
短答式試験免除者(c)	2,089人	2,088人
論文式試験受験者(b+c)	4,192人	4,067人
最終合格者数(d)	1,544人	1,456人
合格率(d/a)	7.6%	7.7%

ア 願書提出者

令和5年公認会計士試験の願書提出者は、20,317人となっており、前年の18,789人に比べ1,528人(8.1%)増加した。

イ 短答式試験合格者

- ・短答式試験受験者 18,228人
- ・短答式試験合格者 2,103人 (P45資料2-4参照)

ウ 論文式試験合格者(最終合格者)

- ・論文式試験受験者 4,192人
 - うち令和5年の短答式試験合格者 2,103人
 - 短答式免除者 2,089人
- ・最終合格者 1,544人
 - (合格率7.6%(最終合格者数/願書提出者数))
 - (論文式試験合格率36.8%(最終合格者数/論文式受験者数))

合格者を年齢別にみると、25歳未満が全体の64.8%を占め、平均年齢は24.5歳であった(最高年齢は61歳、最低年齢は18歳)。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が981人(構成比63.5%)、「会社員」が117人(構成比7.6%)であった。女性の合格者は345人(構成比22.3%)となっている。

なお、論文式試験一部科目免除資格取得者(注)は544人(属人ベース)となった。

(注) 論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は55.8%。

(3) 令和6年公認会計士試験

令和6年公認会計士試験の実施スケジュール及び試験結果の概要等は以下のとおりである。

《令和6年公認会計士試験実施スケジュール》

区分	願書受付開始	願書受付締切	試験期日	合格者発表
第Ⅰ回 短答式	令和5年 8月25日	(インターネット出願) 令和5年9月14日	令和5年12月10日	令和6年1月19日
		(書面による出願) 令和5年9月8日		
第Ⅱ回 短答式	令和6年 2月5日	(インターネット出願) 令和6年2月26日	令和6年5月26日	令和6年6月21日
		(書面による出願) 令和6年2月16日		
論文式	—	—	令和5年8月16日 ～18日	令和6年11月15日

＜令和 6 年第 I 回短答式試験（令和 5 年 12 月 10 日実施）結果の概要＞

・ 願書提出者	15,681 人	
・ 答案提出者	12,100 人	
・ 合格者	1,304 人	(P47 資料 2 - 5 参照)

＜令和 6 年第 II 回短答式試験の出願状況＞

・ 願書提出者	16,678 人
---------	----------

3. 公認会計士試験に係る情報発信等

2023 事務年度金融行政方針において、「引き続き、受験者の増加・裾野拡大のために、大学生等向けの講演を実施する。」となっていることを踏まえて、審査会では、主に大学生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、会長・常勤委員等が、全国の大学等において、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っている。令和 5 年度においては、オンライン形式も併用することにより、昨年度より 3 校多い 18 の大学で講演を実施した（P48 資料 2 - 6 参照）。また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や当年度の試験の実施概要等を掲載した試験パンフレットを毎年作成しており、上記講演や商学部や経営学部がある大学の附属高校等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、当該試験パンフレットについては、日本公認会計士協会作成のパンフレットと内容が重複していたことから、業務効率化等の観点から令和 6 年度以降は、日本公認会計士協会に情報提供することでパンフレットは一本化しつつ、これを用いて引き続き情報発信に努めていく予定である。

その他、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細について情報提供を引き続き行っている（P37 資料 2 - 3、P47 資料 2 - 5 参照）。

4. 今後の課題

公認会計士試験を運営・実施していく上での基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

試験実施に当たっては、試験問題の作成・採点や全国各地の試験会場の適切な運営など一連の試験業務に万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

また、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験の合格判定基準・配点の公表や受験者への成績通知等、積極的な情報提供を引き続き行っていく必要がある。

昨今の状況を踏まえた具体的な課題への取組は、以下のとおりである。

(1) 自然災害を踏まえた試験運営

近年の自然災害の多発化・激甚化を踏まえ、これらの影響により、当日の試験実施が困難となる場合を想定した検討・準備を行った。

(2) 受験願書等に係るインターネット受付の利便性向上

受験者の利便性向上に向け、令和7年第I回短答式試験から、インターネット受付サービスにおける各種書面手続のオンライン化の拡充等を実施する予定である。

(3) 公認会計士試験受験者増を受けた対応

受験者の増加に伴い、財務局等と連携し、それに見合った規模の試験場を確保するとともに、試験監督に当たっては、業務委託等を活用して必要十分な人員を確保し、万全の体制で実施している。

また、論文式試験採点前答案等に係る保有個人情報の開示請求が急増したことを受け、受験者の負担軽減や利便性向上、行政事務の改善・効率化を図るため、令和5年公認会計士試験からは、論文式試験答案提出者には受験者管理ファイル及び採点前答案を郵送することとした。

さらに、論文式試験の採点負担が急増していることから、採点負担軽減のために試験委員を増員したことに加え、論文式試験のデジタル採点の検討を行っている。

(4) 公認会計士試験受験者の裾野拡大のための取組

資本市場における会計・監査の重要性、公認会計士の使命、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、財務局等や日本公認会計士協会などと連携し、全国の大学等における講演活動等を積極的に行うなど、公認会計士試験受験者の裾野拡大のための広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく必要がある。

第3章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要

金融庁長官が監査事務所に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、監査事務所が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

2. 事案の概要

令和5年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は3件であり、その概要は以下のとおりである。

《審議状況》

	審議を行った審査会	処分対象
事案1	第459回審査会（令和5年6月29日）	公認会計士1名
事案2	第471回審査会（令和5年12月26日）	太陽有限責任監査法人 公認会計士2名
事案3	第473回審査会（令和6年1月25日）	公認会計士1名

事案 1

不正に交付を受けた公認会計士の登録証明書を用いて税理士登録を行った公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案（信用失墜行為）に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和5年7月20日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・公認会計士 A
業務停止3月（令和5年7月25日から令和5年10月24日）

2. 処分理由

上記の公認会計士は、令和3年4月8日付で公認会計士法上の欠格条項に該当することとなったにもかかわらず、日本公認会計士協会に対し、令和4年1月14日に至るまで、公認会計士等登録規則（昭和42年大蔵省令第8号）第7条第1項に規定する公認会計士登録の抹消に関する届出書を提出しなかった。

さらに、上記の公認会計士は令和3年8月4日付で、日本公認会計士協会に対し、欠格条項に該当していることを秘して、使用目的を税理士登録、提出先を近畿税理士会とする公認会計士の登録証明交付願を提出し、日本公認会計士協会より同月5日付で交付を受けた登録証明書を用いて、同年10月20日付で税理士登録を行った。

当該事実は、公認会計士法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 2

重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した太陽有限責任監査法人及び当該監査法人の社員である公認会計士（2名）に対する懲戒処分等事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和5年12月26日に当該監査法人及び公認会計士に対して処分及び懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

1. 太陽有限責任監査法人

（1）処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
（令和6年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3月
（令和6年1月1日から同年3月31日まで）
※ 併せて、同日、約9,600万円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定

（2）処分理由

太陽有限責任監査法人の社員である下記2名の公認会計士が、株式会社ディー・ディー・エスの平成29年12月期、平成30年12月期及び令和元年9月第三四半期から令和3年12月期に係る開示書類の訂正報告書に記載された財務書類並びに令和4年3月第一四半期の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

当該監査業務に係る審査を実施した社員は、上記処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有すると認められる。

（根拠条文：公認会計士法（昭和23年法律第103号）（以下「法」という。）第34条の21第2項第2号、同条第3項）

2. 公認会計士

（1）懲戒処分の対象者及び内容

- ・公認会計士 A
業務停止6月（令和6年1月1日から同年6月30日まで）
- ・公認会計士 B
業務停止6月（令和6年1月1日から同年6月30日まで）

（2）処分理由

上記2名の公認会計士は、株式会社ディー・ディー・エスの平成29年12月期、平成30年12月期及び令和元年9月第三四半期から令和3年12月期に係る開示書類の訂正報告書に記載された財務書類並びに令和4年3月第一四半期の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

（根拠条文：法第30条第3項において準用する同条第2項）

事案3

株式価値算定業務に係る不適切な会計処理に協力した公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案（信用失墜行為）に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和6年2月2日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

1. 懲戒処分の対象者及び内容

・公認会計士 A

業務停止 6 月（令和 6 年 2 月 9 日から令和 6 年 8 月 8 日まで）

2. 処分理由

上記の公認会計士は、B 社が外国法人に対する売掛金の過大計上等の発覚を免れるために、過大に算定された同外国法人の株式価値を前提とした引受価額で当該株式を引き受け、前記売掛金の全額を現物出資するなどの取引により同外国法人を子会社化するなどの一連の行為（以下「本件一連の行為」という。）を行った際、引受価額が正当な根拠に基づくものであることを装うために利用されることを知りながら、令和 2 年 7 月、B 社から同外国法人の株式価値算定業務の依頼を受け、真実は同外国法人株式には引受価額に相当する価値がなかったにもかかわらず、引受価額以上となるように同外国法人株式の 1 株当たりの株式価値を過大に算定し、これに基づき、同年 8 月、同外国法人に係る株式価値算定書を作成して B 社に提出し、B 社による本件一連の行為に利用させた。

以上の行為は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

第4章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) における活動

(1) 設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保・向上の必要性が認識され、平成 14(2002)年以降、世界各国で会計専門職から独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム (FSF: Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会 (FSB: Financial Stability Board) に再構成) 主催により、平成 16(2004)年 9 月に第 1 回監査人監督者会議がワシントン D.C. において非公式に開催され、我が国を含む 9 か国 (日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール) が参加した。その後も非公式会合として開催を重ねる中で、常設の国際機関設立の機運が高まり、平成 18(2006)年 9 月にパリで開催された第 5 回監査人監督機関会議において、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators) の設立が正式に承認された。その最初の本会合が、審査会の主催により、平成 19(2007)年 3 月に東京で開催された。

IFIAR の活動目的については、平成 20(2008)年 9 月の第 4 回ケープタウン本会合 (Plenary Meeting) で、憲章 (Charter) の一部として以下の①～③が定められた。さらに、平成 25(2013)年 4 月の第 13 回ノールドワイク本会合で、憲章の改訂を通じて、新たに④も追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査の品質の向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27(2015)年 1 月、IFIAR の本部事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成 28(2016)年 4 月の第 16 回ロンドン本会合において、事務局の東京設置が決定され、平成 29(2017)年 4 月に、事務局が開設された。

(2) 組織

IFIARは、メンバー資格を有する各国・地域の監査監督当局により構成され、令和6(2024)年3月末時点では56か国・地域の当局が加盟している。

重要な意思決定は、全メンバー当局が参加する本会合において行われる(P49資料3-1参照)。令和6(2024)年4月の第24回本会合は、日本(大阪)で、対面での開催となった。

議長職及び副議長職については、IFIARの活動を円滑に進めるため、個人資格として置かれている。令和6(2024)年3月末現在、議長は日本当局の職員、副議長はアイルランド当局の職員が務めている(後述)。

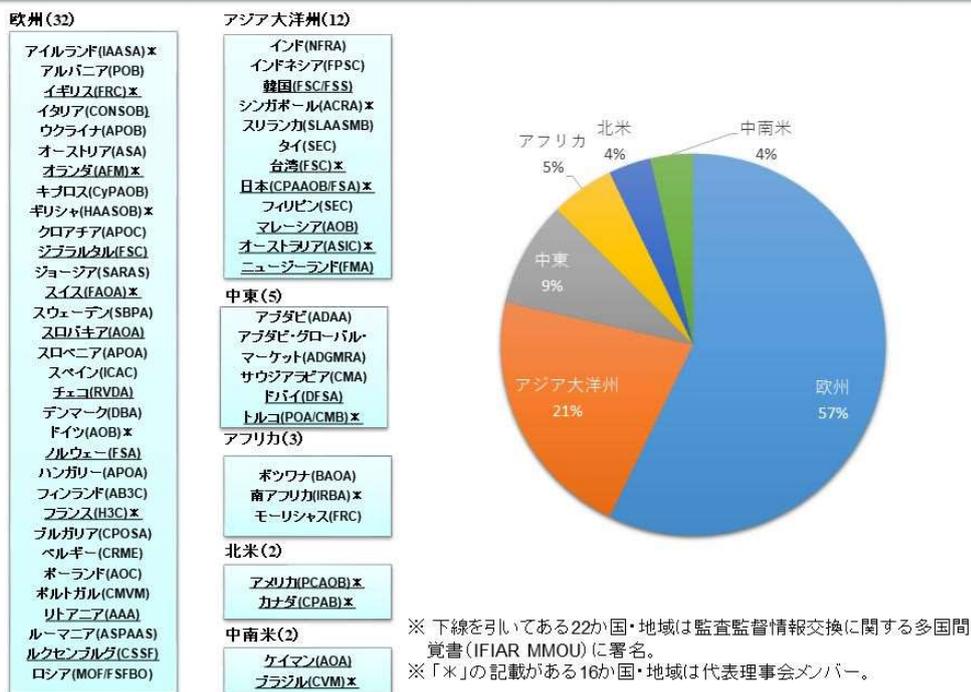
平成29(2017)年4月には、前述の常設の事務局とともに、新たに16当局以内で構成される代表理事会(IFIAR Board)が設置され(後述、日本もメンバー)、第1回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIARには、令和6(2024)年3月末現在、5つのワーキング・グループ(WG)が設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、以下の(3)イにおいて述べる。

IFIAR組織図

2024年3月時点





(3) 活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 第23回ワシントンDC本会合

令和5(2023)年4月25日から27日までの日程で、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大以降4年ぶりの対面形式となる、第23回IFIAR本会合がワシントンDCにおいて開催された。

当該会合では、IFIAR正副議長、代表理事の選挙が行われたほか、監査専門職の魅力向上、サステナビリティ報告の保証や、上場会社監査の担い手の変化など新たなトレンドや動向が監査監督当局に与え得る影響等について議論が行われた(P50資料3-2参照)。

さらに、6大監査ネットワーク(注)のCEOとのセッションでは、各ネットワークにおける成長戦略や、監査や監査品質に影響し得る事象・取組、サステナビリティその他のESG情報の開示・保証等について議論が行われた。

(注) 6大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO及びGrant Thorntonを指す。

(イ) IFIAR議長国としての活動

令和5(2023)年4月の本会合において、長岡 隆 金融庁総合政策局審議官(国際担当) 兼 公認会計士・監査審査会事務局長が、議長に選

出された。任期は、令和7(2025)年4月本会合までの約2年間となる。

議長国として、組織運営を主導する立場から、監査や監査監督をめぐる新規課題に関する意見交換をIFIAR内で機動的に実施できる体制構築に大きく貢献したほか、メンバー間で関心が高いESGについては、サステナビリティ保証に係るIFIAR内の議論・対応を牽引した。また、更なるメンバーの拡大に向けて、金融庁における既存のパイプも生かしながら、アジア諸国をはじめとするIFIAR未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行った。

(ウ) 代表理事会

平成27(2015)年、IFIARは、国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制(代表理事会)によるメンバー当局主導の体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成29(2017)年4月に、代表理事会が設置された。代表理事会は、指名理事(Nominated member)8当局及び選出理事(Elected member)最大8当局の最大16当局で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR憲章に基づく選考手続(ポイント方式)に従い、平成29(2017)年4月のIFIAR本会合において正式に指名理事に就任し、任期満了となった令和3年(2021)年4月の本会合において指名理事に再選された(任期は4年間)。

代表理事会においては、IFIARのガバナンス機構として、IFIARの戦略プランや業務運営等に関する議論を行っている。令和5(2023)年度においては、同年4月に米国会合、6月にオンライン会合、10月にスイス会合、12月にオンライン会合、令和6(2024)年2月に南アフリカ共和国会合が開催された。

(エ) 検査指摘事項報告書

平成24(2012)年から、メンバー当局の検査結果の傾向に係る情報提供を目的として、6大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に関する当局検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」を公表している。

12回目となった2023年調査(P54資料3-3参照)には、51当局[※]が参加した。本報告書は、2024年3月25日に、審査会及び金融庁ウェブサイトで公表した。

本報告書では、上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の検査指摘率を集計しており、初年度の2014年調査の47%から減少傾向が続いていたが、2023年調査では前年比で上昇し32%となった。

[※] 調査実施時、IFIARには54か国・地域が加盟

その結果を受け、IFIARは6大監査ネットワークに対して、監査品質向上のための更なる取組を求めている。

(注) 検査指摘率とは、個別監査業務における検査での指摘率（検査を実施した上場会社の個別監査業務のうち、少なくとも1つの重要な不備があったものの割合）

《メンバー当局全体の検査指摘率の推移》

2014年	～	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
47%		33%	34%	30%	26%	32%

イ 各ワーキング・グループ等における活動

(ア) グローバル監査品質（GAQ）ワーキング・グループ

6大監査ネットワークとグローバルな監査の品質の向上を目的として当局間での意見交換や、各ネットワークとの継続的な対話を実施している。

令和5(2023)年度においては対面形式で、10月にチューリッヒ会合及び令和6(2024)年3月にオークランド会合を開催し、検査指摘率の削減の取組に加え、各ネットワークにおける新たな国際品質管理基準第1号（ISQM1）適用の対応状況や、各ネットワークが現在直面している課題等について議論を行った。

なお、GAQWGでは、上記検査指摘に係る調査を活用し、全IFIARメンバー国・地域の約半数の参加先について、令和元(2019)年の指摘率32%を、令和5(2023)年までの4年間で25%以上削減し、24%以下にすることを目標とする検査指摘率削減の取組を行っていたところ、取組最終年となる令和5(2023)年の指摘率は30%となり、目標未達となった。

また、GAQWGでは、監査人が現在直面しているリスクやマクロ経済環境等、将来的に監査や監査監督に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成27(2015)年9月より、リスクに関するオンライン会議（リスクコール）を開催している。我が国は第6回（平成30(2018)年11月）から米国に替わり議長を務めており、第11回（令和5(2023)年11月）では、リスク認識の可視化を目的としたダッシュボードの作成に取り組んだほか、監査品質に影響し得るリスク要因について議論を行った。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを

目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

IFIAR メンバー当局検査官の技能研鑽と検査手法及び検査に係る経験や課題の共有を目的として、毎年、IFIAR 検査ワークショップを企画・調整し、開催している（P59 資料3-4 参照）。併せて、検査ワークショップの事後的な評価等も行っている。

第18回検査ワークショップは、令和6(2024)年3月に対面形式でダブリンにて開催され、日本を含め約45か国・地域から約150人の検査官等が参加した。なお、日本は、シンガポール、モーリシャスとともに、中小監査法人に対する検査に係るプレゼンテーションを行った。

(エ) 投資家・その他利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家・その他の利害関係者と監査品質の向上に資する事項について対話し、得られたインプットをIFIARに還元することを目的としており、IFIAR本会合における投資家・その他利害関係者の代表者との意見交換等の企画・調整等も行っている。

また、ワーキング・グループ内に投資家・その他利害関係者から構成される諮問グループ(Advisory Group)が設置されており、我が国からは清原健弁護士(清原国際法律事務所)がメンバーとなっている。

(オ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質の向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協力関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的とし、執行ワークショップ(隔年)及び執行サーベイ(4年毎)を軸として活動している。

執行サーベイについては、令和5(2023)年6月に公表された。本サーベイでは、メンバー当局からの回答結果が集計されており、回答した当局の23%で平成30年(2018年)から令和4年(2022年)の間に執行に係る権限が追加された等の結果が示されている。

(カ) 各タスクフォース[※]

サステナビリティ保証タスクフォース(SATF: Sustainability Assurance Task Force)は、サステナビリティ及びサステナビリティ報告の保証に関するIFIARの取組について検討・調整を行うために設立されたTFで、同TFでの作業も踏まえ、令和5(2023)年12月に、IFIARとしてサステナビリティ保証の監督に係る声明を公表した。

また、テクノロジータスクフォース(TTF: Technology Task Force)

[※] タスクフォースは、代表理事会の下に、時限的又は特定の課題に関する作業を行うために設置されるものであり、常設のワーキンググループとは異なる位置付け。

は、主に 6 大監査ネットワークにおけるテクノロジーの活用について議論を行っている。日本は、これら両 TF ともメンバーとして参加している。

(4) 日本 IFIAR ネットワーク

平成 28(2016)年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立され、IFIAR 事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、我が国における監査に関する議論の IFIAR 事務局へのインプット、IFIAR 要人や審査会・金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR における取組の紹介、などの活動を行っている (P60 資料 3-5 参照)。

令和 5(2023)年 6 月には第 7 回総会が開催され、KAM 導入の高品質な監査実現への寄与度、ESG 報告及びそれに対する保証、並びに監査におけるテクノロジーの活用について意見交換を行った。

2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続上の協力がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査やその検査活動に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み(注)の締結や、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

(注) 日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ・カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ・マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets) ※
- ・ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF: Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- ・英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council)
- ・フランス会計監査役高等評議会 (H2A: Haute autorité de l'audit ※2024 年 1 月に H3C から名称変更)
- ・スイス連邦監査監督庁 (FAOA: Federal Audit Oversight Authority) ※

※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。こうした中、

各国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の課題、テクノロジーの進展やサステナビリティ開示の拡大に関連した将来的な監査の在り方に関する問題意識、ポストコロナにおける新しい環境への対応等監査をめぐる多くの課題は、各国・地域の監査監督当局間で共有されている。

こうした状況にあつて、審査会は、各国・地域の監査監督当局との連携を一層強化することにより、上記の国際機関や諸外国での監査をめぐる議論についての的確に情報収集するとともに、監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリングに反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

IFIAR 関連の活動に関しては、令和 5(2023)年 4 月にワシントン DC で開催された第 23 回 IFIAR 本会合において、長岡 隆 金融庁総合政策局審議官（国際担当）兼 公認会計士・監査審査会事務局長が議長に選出された。アジアからの議長就任は、平成 18(2006)年の IFIAR 設立後、初である。こうした中、IFIAR 議長国としてメンバーの多様な視点を機動的に取り込む組織運営や対外コミュニケーションの強化、IFIAR メンバー拡大などに貢献していく。また、IFIAR の活動をより一層支援していくため、審査会及び金融庁として次のような取組を強化していく必要がある。

- ・ 各種会議等 IFIAR の活動へ積極的な貢献を行い、グローバルな監査の品質の向上に向け、多国間の協力ネットワークの強化を図る。
- ・ IFIAR 事務局の円滑な運営に向け、支援を継続する。
- ・ 日本 IFIAR ネットワーク等を通じ、IFIAR における議論を国内に還元するとともに、IFIAR の活動に関する情報発信を強化する。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保にも着実に取り組む。

資 料 編

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料

1-1	公認会計士・監査審査会発足の経緯	27
1-2	第7期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿	29
1-3	公認会計士・監査審査会の開催状況	30

2 公認会計士試験実施関連資料

2-1	公認会計士試験制度の概要	34
2-2	試験実施における感染症等対策	35
2-3	令和5年公認会計士試験の合格発表の概要について	37
2-4	令和5年公認会計士試験短答式試験の試験結果の概要	45
2-5	令和6年公認会計士試験第I回短答式試験の試験結果の概要	47
2-6	令和5年度の講演会の開催状況	48

3 諸外国の関係機関との協力関連資料

3-1	IFIAR 本会合開催実績	49
3-2	第23回監査監督機関国際フォーラム（ワシントンDC会合）について	50
3-3	監査監督機関国際フォーラムによる「2023年検査指摘事項報告書」の公表について	54
3-4	IFIAR 検査ワークショップ開催実績	59
3-5	日本 IFIAR ネットワーク会員	60

公認会計士・監査審査会発足の経緯

平成 12 年 6 月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度の在り方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- 1 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- 2 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- 3 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- 4 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成 15 年の第 156 回国会に提出され、国会の審議を経て、同年 5 月に改正公認会計士法が成立し、平成 16 年 4 月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

- 昭和 23 年 8 月
- ・ 公認会計士法の施行。
 - ・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」を設置。
- 昭和 24 年 6 月
- ・ 「会計士管理委員会」が廃止。
 - ・ 同委員会の所掌事務が大蔵省に移管され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」を設置。
- 昭和 25 年 4 月
- ・ 「公認会計士審査会」が廃止。
 - ・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」を設置。
- 昭和 27 年 8 月
- ・ 「公認会計士管理委員会」の所掌事務が大蔵省に再度移管。
 - ・ 新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」を設置。
- 平成 13 年 1 月
- ・ 中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務が金融庁に移管。
 - ・ 金融庁に「公認会計士審査会」を設置。
- 平成 16 年 4 月
- ・ 改正公認会計士法の施行。
 - ・ 「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」を設置。
 - ・ 従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を新たに担当。

第7期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿

(令和4年4月～令和7年3月31日)

令和6年3月31日現在

会長（常勤）	松井 隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委員（常勤）	青木 雅明	東北大学名誉教授 元東北大学大学院経済学研究科・会計大学院教授
委員（非常勤）	浅見 裕子	学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授 学習院大学経済学部教授 茨城大学監事（非常勤） 大建工業(株)社外取締役 (株)スプリックス社外取締役 土地鑑定委員会委員
委員（同）	上田 亮子	(株)日本投資環境研究所主任研究員 SBI大学院大学教授 京都大学経営管理大学院客員教授 平田機工(株)社外取締役 (株)TOKAIホールディングス社外取締役
委員（同）	古布 薫	インベスコ・アセット・マネジメント(株)運用本部 日本株式運用部ヘッド・オブ・ESG
委員（同）	玉井 裕子	長島・大野・常松法律事務所パートナー 三井物産(株)社外監査役
委員（同）	千葉 通子	公認会計士 カシオ計算機(株)社外取締役監査等委員 (株)NTTドコモ社外取締役監査等委員 (株)ニコン社外取締役監査等委員
委員（同）	徳賀 芳弘	京都先端科学大学理事・副学長・経済経営学部長 京都大学名誉教授 京都大学産官学連携本部顧問 京都大学経営管理大学院客員教授 企業会計審議会会長
委員（同）	皆川 邦仁	参天製薬(株)社外取締役 日本板硝子(株)社外取締役
委員（同）	吉田 慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー

[委員（非常勤）は五十音順]

公認会計士・監査審査会の開催状況

令和5年度：令和5年4月1日～令和6年3月31日、計24回

回	開催日	主な議題
454	5. 4. 6	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 審査会に設置された小委員会の令和5年度の体制について (3) 審査及び検査について (4) 国際関係について ① IFIARによる2022年検査指摘事項報告書について ② 4大グローバルネットワークの収益状況について
455	5. 4. 20	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和5年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験に係る試験場及び受験に際しての留意事項の公表について (3) 審査及び検査について
456	5. 5. 18	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 国際関係について ○ IFIAR本会合について (3) 審査及び検査について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請について
457	5. 6. 1	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ① 令和5年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験実施状況について ② 令和6年公認会計士試験実施日程について (3) 公認会計士・監査審査会の活動状況について (4) 審査及び検査について
458	5. 6. 15	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ① 令和5年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の結果及び合格者の決定等について ② 令和6年公認会計士試験の出題範囲の要旨について ③ 教授・准教授、博士号取得者の試験免除申請に係る事務処理状況について (3) 審査及び検査について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請に係る事務処理状況について
459	5. 6. 29	(1) 懲戒処分等に関する事項について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 審査及び検査について

回	開催日	主な議題
460	5. 7. 13	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 国際関係について ○ 監査関連の国際情勢について (3) 公認会計士試験について ① 令和5年公認会計士試験論文式試験について ② オンライン出願受付システムの改修について ③ 教授・准教授、博士号取得者の試験免除申請に係る処理状況等について
461	5. 7. 27	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について (3) 公認会計士・監査審査会運営規程について
462	5. 8. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
463	5. 8. 31	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ① 2022年度品質管理レビューの年次報告について ② 検査結果等の第三者への開示承諾申請について (3) 公認会計士試験について ○ 令和5年公認会計士試験論文式試験の実施状況について
464	5. 9. 14	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ① 検査結果等の第三者への開示承諾申請について ② 検査結果等の第三者への開示承諾申請に係る事務処理状況について (3) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験における試験問題誤記等の再発防止について
465	5. 9. 28	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験試験委員選任小委員会等の専門委員の交代について (3) 審査及び検査について
466	5. 10. 12	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について

回	開催日	主な議題
467	5. 10. 26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について (3) 公認会計士試験について ① 令和6年及び令和7年公認会計士試験の試験委員候補者の推薦について ② 令和5年公認会計士試験論文式試験における試験問題等の誤記及びその取扱いについて ③ 令和6年試験公認会計士試験第I回短答式試験の出願、準備の状況及び試験地の指定等について ④ 教授・准教授、博士号取得者の試験免除申請に係る事務処理状況について
468	5. 11. 9	(1) 審査及び検査について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験について ○ 令和5年公認会計士試験の結果及び合格者等の決定について
469	5. 11. 24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について (3) 公認会計士試験について ○ 令和7年の公認会計士試験実施日程(案)の公表について
470	5. 12. 7	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請に係る事務処理状況について
471	5. 12. 21	(1) 懲戒処分等に関する事項について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験について ① 令和6年の公認会計士試験第I回短答式試験の実施状況について ② 令和6年及び令和7年公認会計士試験試験委員の推薦について (4) 審査及び検査について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請について
472	6. 1. 11	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について (3) 公認会計士試験について ① 令和6年公認会計士試験第I回短答式試験の結果及び合格者の決定等について ② 令和6年公認会計士試験第I回短答式試験における不正受験者の処分について
473	5. 1. 25	(1) 懲戒処分等に関する事項について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 審査及び検査について

回	開催日	主な議題
474	6. 2. 8	(1) 日本取引所自主規制法人との意見交換について ○ 取引所の措置と監査制度との連携状況等について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 審査及び検査について (4) 公認会計士試験について ○ 令和6年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験における不正受験者の処分決定について
475	6. 2. 20	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請について
476	6. 3. 7	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和6年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験における災害発生時等の対応について (3) 審査及び検査について
477	6. 3. 21	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ① 令和6年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の出願状況について ② 教授・准教授、博士号取得者の試験免除申請に係る事務処理状況について (3) 審査及び検査について

公認会計士試験制度の概要

受験資格

受験資格の制限なし。年齢、学歴等にかかわらず受験可能

受験地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他審査会の指定する場所

短答式試験

年2回(第Ⅰ回12月上中旬、第Ⅱ回5月下旬)実施

試験科目

■財務会計論 ■管理会計論 ■監査論 ■企業法

短答式試験合格

合格者は、翌年及び翌々年の2年間、短答式試験の免除を受けることが可能

論文式試験

年1回(8月中下旬)実施

試験科目

必須科目 ■会計学 ■監査論 ■企業法 ■租税法

選択科目 ■経営学 ■経済学 ■民法 ■統計学

(以上の4科目から1科目選択)

※論文式試験で不合格になった場合でも、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た科目については、翌年及び翌々年の2年間、当該科目の免除を受けることが可能

公認会計士試験合格

登録

○3年以上の実務経験(注)

業務補助 又は 実務従事 ※試験合格の前に行うことも可

○実務補習

公認会計士となるのに必要な技能を取得(講習を受け、必要な単位を取得)

※日本公認会計士協会による修了考査を含む

(注)実務経験

①業務補助 監査証明業務について公認会計士又は監査法人を補助

②実務従事 財務に関する監査、分析、その他の実務に従事

(実務従事に該当する業務の例:企業における経理、予算管理、原価計算、企業財務分析や財務コンサルタントなど。単純な経理事務等は除く。)

公 認 会 計 士

令和5年11月10日
公認会計士・監査審査会

令和6年公認会計士試験を受験される方へ
— 感染症等への対策についてのお知らせ —

令和6年公認会計士試験（短答式試験・論文式試験）への受験に当たりましては、以下の対応につきまして、ご理解・ご協力をお願いします。

1. 体調不良の方

(1) 以下の方については、他の受験者等への感染のおそれがあるため、**当日の受験を控えていただくようお願いします。**

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条で定める感染症のうち、空気感染又は飛沫感染により感染するもの（以下、「感染症等」という。）に罹患し、症状が回復していない方
- ② 発熱等、感染症等の感染が疑われる症状がある方

※感染症等に感染した疑いがある場合には、当日の朝、試験場へ行く前にご自宅等において抗原検査又は検温を行い、陽性反応又は発熱がないか確認してください。

(2) 試験場で上記②の症状が生じた場合には、必ずその旨を試験官等へお申し出ください。他の受験者等への感染拡大防止のために必要な措置として、**別室への移動要請のほか、症状によっては受験を中止し、ご帰宅していただく場合がありますのであらかじめご了承ください。**

※ 体調不良と思われる方には、必要に応じて試験官が体温測定等を要請する場合がありますので、その際にご対応いただくようお願いします。

なお、上記に該当する方などへの再試験・受験手数料の返金などの特別な措置は予定しておりませんので、受験者におかれましては、受験当日まで十分な予防と健康管理をお願いします。

2. 試験場でのお願い

試験場では、感染防止のため、以下の点に留意してください。

① マスクの着用

マスクの着用については原則として個人の判断によることといたしますが、咳等の症状がある場合、感染対策上の理由からマスクの着用をお願いする場合がありますのでご承知おきください。

② 検温

入場時の検温は原則として行わないことといたします。

③ 試験室の換気

試験室は、適宜、ドアや窓を開放するなどの換気を行います。室温の高低に対応できるよう試験当日の服装には注意してください。

④ その他

試験場では試験官の指示に従ってください。従っていただけない場合は、受験を中止することがあります。

令和5年公認会計士試験の合格発表の概要について

1. 試験結果の概要

(1) 願書提出者数(名寄せ)※

20,317 人 男性 14,899 人 女性 5,418 人 女性比率 26.7%

※ 第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

(2) 論文式試験受験者数

4,192 人

(3) 論文式試験合格者数(最終合格者数)

1,544 人(対前年比 88人増) 男性 1,199 人 女性 345 人 女性比率 22.3%
最終合格率 7.6%

【令和5年公認会計士試験結果】

区 分	令和5年試験	令和4年試験
願書提出者数(a)	20,317 人	18,789 人
短答式試験受験者数	18,228 人	16,701 人
短答式試験合格者数(b)	2,103 人	1,979 人
短答式試験免除者数(c)	2,089 人	2,088 人
論文式試験受験者数(b+c)	4,192 人	4,067 人
論文式試験合格者数 (最終合格者数)(d)	1,544 人	1,456 人
最終合格率(d/a)	7.6%	7.7%

2. 論文式試験合格者の概要

(1) 合格者

- 52.0%以上の得点比率を取得した者
- ただし、試験科目のうち1科目につき得点比率が40%未満のものがある場合は不合格

(2) 合格者の年齢※

- 合格者の平均年齢は24.5歳
- 最高年齢は61歳、最低年齢は18歳

(3) 合格者の職業※

- 「学生」及び「専修学校・各種学校受講生」が981人(構成比63.5%)
- 「会社員」は117人(構成比7.6%)

※ 出願時の申告に基づく。

3. 一部科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、合格発表の日から起算して2年を経過する論文式試験まで免除を受けることができる一部科目免除資格取得者は544人(属人ベース)

(注)科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは631人

令和5年公認会計士試験

合格者調

1. 年別合格者調

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 文 式 者 受 験 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)／(A)	(C)／(B)
	人	人	人	%	%
平成 18年	20,796	9,617	3,108	14.9	32.3
平成 19年	20,926	9,026	4,041	19.3	44.8
平成 20年	21,168	8,463	3,625	17.1	42.8
平成 21年	21,255	6,173	2,229	10.5	36.1
平成 22年	25,648	5,512	2,041	8.0	37.0
平成 23年	23,151	4,632	1,511	6.5	32.6
平成 24年	17,894	3,542	1,347	7.5	38.0
平成 25年	13,224	3,277	1,178	8.9	35.9
平成 26年	10,870	2,994	1,102	10.1	36.8
平成 27年	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1
平成 28年	10,256	3,138	1,108	10.8	35.3
平成 29年	11,032	3,306	1,231	11.2	37.2
平成 30年	11,742	3,678	1,305	11.1	35.5
令和 元年	12,532	3,792	1,337	10.7	35.3
令和 2年	13,231	3,719	1,335	10.1	35.9
令和 3年	14,192	3,992	1,360	9.6	34.1
令和 4年	18,789	4,067	1,456	7.7	35.8
令和 5年	20,317	4,192	1,544	7.6	36.8
合計	297,203	86,206	31,909	10.7	37.0

(注1) 令和 5年合格者中
最高年齢61歳、最低年齢18歳、女性345人

(注2) 願書提出者数は、第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験のいずれにも願書を提出した
受験者を名寄せして集計したもの

2. 年齢別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	384	36	23	6.0	63.9	1.5%
20歳以上25歳未満	9,710	1,980	977	10.1	49.3	63.3%
25歳以上30歳未満	4,734	1,059	356	7.5	33.6	23.1%
30歳以上35歳未満	2,248	456	122	5.4	26.8	7.9%
35歳以上40歳未満	1,255	270	38	3.0	14.1	2.5%
40歳以上45歳未満	805	159	20	2.5	12.6	1.3%
45歳以上50歳未満	484	88	5	1.0	5.7	0.3%
50歳以上55歳未満	277	63	2	0.7	3.2	0.1%
55歳以上60歳未満	200	33	0	0.0	0.0	0.0%
60歳以上65歳未満	103	25	1	1.0	4.0	0.1%
65歳以上	117	23	0	0.0	0.0	0.0%
合 計	20,317	4,192	1,544	7.6	36.8	100.0

(注) 令和 5年11月17日時点の年齢であり、出願時の申告に基づくもの。

3. 学歴別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
大 学 院 修 了	1,009	298	39	3.9	13.1	2.5%
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	719	314	29	4.0	9.2	1.9%
大 学 院 在 学	138	35	15	10.9	42.9	1.0%
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	195	39	17	8.7	43.6	1.1%
大 学 卒 業 (短大含む)	8,892	1,945	670	7.5	34.4	43.4%
大 学 在 学 (短大含む)	6,740	1,195	652	9.7	54.6	42.2%
高 校 卒 業	2,073	269	95	4.6	35.3	6.2%
そ の 他	551	97	27	4.9	27.8	1.7%
合 計	20,317	4,192	1,544	7.6	36.8	100.0

(注1) 出願時の申告に基づくもの。また、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

(注2) 大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込者を含む。

4. 職業別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
会 計 士 補	49	40	5	10.2	12.5	0.3%
会 計 事 務 所 員	838	233	81	9.7	34.8	5.2%
税 理 士	45	11	0	0.0	0.0	0.0%
会 社 員	3,223	479	117	3.6	24.4	7.6%
公 務 員	647	94	17	2.6	18.1	1.1%
教 員	45	16	1	2.2	6.3	0.1%
教育・学習支援者	71	10	1	1.4	10.0	0.1%
学 生	9,022	1,737	867	9.6	49.9	56.2%
専 修 学 校 ・ 各 種 学 校 受 講 生	1,481	380	114	7.7	30.0	7.4%
無 職	3,661	915	289	7.9	31.6	18.7%
そ の 他	1,235	277	52	4.2	18.8	3.4%
合 計	20,317	4,192	1,544	7.6	36.8	100.0

(注1) 出願時の申告に基づくもの。また、第I回、第II回のいずれにも願書を提出した受験者については、

5. 財務局別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
北 海 道	427	81	22	5.2	27.2	1.4%
東 北	637	179	65	10.2	36.3	4.2%
関 東	11,495	2,347	866	7.5	36.9	56.1%
北 陸	295	49	20	6.8	40.8	1.3%
東 海	1,369	295	111	8.1	37.6	7.2%
近 畿	4,199	902	343	8.2	38.0	22.2%
中 国	364	69	21	5.8	30.4	1.4%
四 国	313	56	19	6.1	33.9	1.2%
九 州	225	35	13	5.8	37.1	0.8%
福 岡	890	157	55	6.2	35.0	3.6%
沖 縄	103	22	9	8.7	40.9	0.6%
合 計	20,317	4,192	1,544	7.6	36.8	100.0

試験結果の概要
(令和5年公認会計士試験第 I 回短答式試験)

- (1) 願書提出者数
14,550 人
うち、欠席者 3,149人 (注)
- (注)受験科目全てを欠席した者を指す
- (2) 答案提出者数
11,401 人
- (3) 合格者数
1,182人
- 総点数の 71%以上を取得した者
 - ただし、1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同じの得点に満たない者は不合格
- (4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		46.4%
科目別	財務会計論	49.7%
	管理会計論	40.3%
	監査論	53.4%
	企業法	39.6%

試験結果の概要 (令和5年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験)

(1) 願書提出者数
15,883 人

(2) 答案提出者数
10,429 人(注)

(注) 願書提出者数と答案提出者数の差の内訳

- 欠席者数 3,365人(受験予定科目の全てを欠席した者)
- 短答式試験免除者数 2,089 人
 - うち 令和3年又は令和4年短答式試験合格者 1,819 人
 - うち 旧第二次試験合格者 46 人
 - うち 上記以外の者 224 人

(3) 合格者数
921 人

- 総点数の69%以上を取得した者
- ただし、試験科目のうち1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者との得点に満たない者は不合格

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		45.6%
科目別	財務会計論	45.5%
	管理会計論	34.5%
	監査論	54.8%
	企業法	45.4%

試験結果の概要

(令和6年公認会計士試験第 I 回短答式試験)

- (1) 願書提出者数
15,681人
うち、欠席者3,581人※
※ 受験科目全てを欠席した者を指す。
- (2) 答案提出者数
12,100人
- (3) 合格者数
1,304人
- ・ 総点数の75%以上を取得した者
 - ・ ただし、試験科目のうち1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同じの得点に満たない者は不合格
- (4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		50.5%
科目別	財務会計論	46.7%
	管理会計論	43.1%
	監査論	59.1%
	企業法	53.0%

令和5年度の講演会の開催状況

開催日	場所		講師
令和5年4月1日	日本大学	東京都	松井会長
5月25日	東北工業大学	宮城県	青木委員
5月26日	信州大学	長野県	松井会長
6月1日	金沢星稜大学	石川県 (オンライン)	松井会長
6月8日	専修大学	東京都 (オンライン)	松井会長
6月26日	弘前大学	青森県	青木委員
6月30日	大阪公立大学	大阪府	松井会長
7月14日	福岡大学	福岡県	青木委員
7月27日	金沢大学	石川県 (オンライン)	松井会長
10月2日	立教大学	東京都	青木委員
10月5日	青山学院大学	東京都	松井会長
10月13日	東北大学	宮城県	青木委員
10月18日	兵庫県立大学	兵庫県	松井会長
10月30日	広島修道大学	広島県	青木委員
11月23日	明治大学	東京都	青木委員
11月28日	駒澤大学	東京都	松井会長
12月15日	中央大学	東京都	松井会長
令和6年1月16日	富山大学	富山県	青木委員

IFIAR 本会合開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 3 月 22・23 日	東京	22 か国・地域
第 2 回	平成 19 年 9 月 24・25 日	トロント	21 か国・地域
第 3 回	平成 20 年 4 月 9～11 日	オスロ	22 か国・地域
第 4 回	平成 20 年 9 月 22～24 日	ケープタウン	21 か国・地域
第 5 回	平成 21 年 4 月 27～29 日	バーゼル	30 か国・地域
第 6 回	平成 21 年 9 月 14～16 日	シンガポール	29 か国・地域
第 7 回	平成 22 年 3 月 22～24 日	アブダビ	30 か国・地域
第 8 回	平成 22 年 9 月 27～29 日	マドリッド	37 か国・地域
第 9 回	平成 23 年 4 月 11～13 日	ベルリン	34 か国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26～28 日	バンコク	29 か国・地域
第 11 回	平成 24 年 4 月 16～18 日	釜山	32 か国・地域
第 12 回	平成 24 年 10 月 1～3 日	ロンドン	39 か国・地域
第 13 回	平成 25 年 4 月 15～17 日	ノールドワイク	42 か国・地域
第 14 回	平成 26 年 4 月 7～9 日	ワシントン DC	44 か国・地域
第 15 回	平成 27 年 4 月 21～23 日	台北	38 か国・地域
第 16 回	平成 28 年 4 月 19～21 日	ロンドン	48 か国・地域
第 17 回	平成 29 年 4 月 4～6 日	東京	47 か国・地域
第 18 回	平成 30 年 4 月 17～19 日	オタワ	47 か国・地域
第 19 回	平成 31 年 4 月 30 日 ～令和元年 5 月 2 日	ギリシャ	50 か国・地域
第 20 回	令和 2 年 4 月 20～22 日	書面開催のみ ※新型コロナウイルス感染症拡大のため。	
第 21 回	令和 3 年 4 月 19～21 日	ビデオ会議形式	54 か国・地域
第 22 回	令和 4 年 4 月 25～27 日	ビデオ会議形式	53 か国・地域
第 23 回	令和 5 年 4 月 25～27 日	ワシントン DC	44 か国・地域

第23回監査監督機関国際フォーラム（ワシントンDC会合）について

第23回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が下記のとおり開催され、日本からは公認会計士・監査審査会の松井会長、金融庁の鳩間IFIAR戦略企画室長等が参加したほか、長岡 金融庁総合政策局審議官 兼 公認会計士・監査審査会事務局長がIFIAR副議長として参加し、最近の監査監督に関する論点について、各監査監督当局やステークホルダーの代表者と意見交換を実施しました。概要につきましては、IFIAR事務局によるプレスリリース（ステークホルダー・アナウンスメント）をご参照ください。

記

1. 日程・開催形式

令和5年4月25日（火曜）～令和5年4月27日（木曜）
米国・ワシントンDC

2. 参加者

44か国・地域の監査監督機関

議長

デュエイン・デスパルテ米公開会社会計監督委員会（PCAOB）ボードメンバー

3. 主な議題

最近の監査監督に関する論点

正副議長（※）及び代表理事の選出

※ 長岡 隆 金融庁総合政策局審議官（国際担当） 兼 公認会計士・監査審査会事務局長が議長に選出された（任期2年）（[公表文](#) )

4. プレスリリース

 [\(原文\)](#) ・  [\(仮訳\)](#)

IFIARやその活動に関する更なる情報につきましては、[IFIARウェブサイト](#)  や当庁のIFIAR特設ページをご参照下さい。

お問い合わせ先

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室
公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課
Tel : 03-3506-6000（代表）（内線2435）

プレスリリース（仮訳）

2023年4月27日
米国ワシントンDC

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が2023年本会合を米国ワシントンDCにて開催

4月25日から27日にかけて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックが始まって以降初めてとなる対面でのIFIAR本会合が、ワシントンDCにて開催された。44¹の国・地域を代表するIFIARメンバーが参加し、監査業界における主要な動向や新たなトレンドに関する議論を行った。

IFIAR議長のデュエイン・デスパルテ（Duane DesParte）氏は、次のように述べた。「本会合は、IFIARメンバーが監査監督の実務、経験や知見を共有し、互いに学び能力を向上させるための重要なフォーラムを提供している。また、監査法人のグローバルネットワークやその他の主要な外部ステークホルダーとの交流を通じて、本会合は、公益に資する持続可能で質の高い監査の重要性を強調するプラットフォームの役割も果たす。」

* * *

新たにIFIAR議長に選出された長岡隆氏は、次のように述べた。「2023年IFIAR本会合は、グローバルなパンデミックから脱して以降初めて、各IFIARメンバーの指導者達が直接集まる機会となった。本会合では、様々な新たな動向に関して実りある議論が行われ、それらは現在及び今後数年の監査品質にとって重要なものとなるだろう。また、本会合を主催した米国PCAOB（公開会社会計監督委員会）と、IFIAR議長としての任期中、IFIARのミッション（グローバルに監査監督を向上させることにより、投資家を含む公益に資すること）の推進に努め続けてきたデュエイン・デスパルテ氏に感謝したい。」

一連のパネルディスカッションを通じて、メンバー、オブザーバー、その他の主要なステークホルダーの代表は、監査品質の向上、サステナビリティ報告及びその保証に関する要求事項、監査専門職の魅力向上を含む、主要な動向やトレンドについて議論した。

- シンポジウムセッションは、「監査専門職の魅力」と、監査専門職のキャリアへの関心の低下が現在及び将来の監査品質に与える影響に関する基調講演により開幕した。このテーマは分科会でも取り上げられ、基調講演者に加えて、6大グローバル監査法人ネットワーク¹で構成されるGPPCの代表、Center for Audit QualityのCEO、欧州とアフリカのIFIARメンバーが参加し、更なる視点を提供した。
- 2つ目の分科会では、サステナビリティその他のESG情報の報告及びそ

¹（金融庁/公認会計士・監査審査会事務局注）BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers。

の保証に関する動向に焦点を当てた。この分科会のモデレーターは、IFIAR内に新たに設置されたサステナビリティ保証タスクフォースのメンバーが務め、アジア・欧州・大洋州のIFIARメンバーがパネリストとしてそれぞれの地域の動向を共有した。

- 3つ目の分科会は、一定の法域で見られる新たな動向、すなわち、上場会社監査の担い手が大手監査法人からより規模の小さい監査法人に異動する件数が増加していることについて議論する機会となった。アジア、欧州、北米のパネリストが、このトレンドに伴う監査品質や公益上の論点について議論した。
- IAASB（国際監査・保証基準審議会）議長とIESBA（国際会計士倫理基準審議会）議長が登壇するセッションでは、不正とサステナビリティに関するものを含め、それぞれの基準設定活動についての議論が行われた。IFIARの投資家・その他利害関係者ワーキンググループの外部諮問グループのメンバーが登壇するセッションでは、監査の失敗を引き起こす要因に関するステークホルダーの見方についての議論があった。
- 6大グローバル監査法人ネットワークのグローバルCEOが参加する各セッションでは、(i)各ネットワークの戦略（成長・リスクマネジメント・公益上の責任のバランスや、採用・雇用継続の観点を含む）、(ii)監査品質についての見方（最近の倫理問題を含む）、(iii)非財務情報であるサステナビリティその他のESG情報の報告に対する保証の提供に係る準備状況と戦略に触れつつ、幅広い議論が行われた。
- 夕食会での基調講演では、グローバルな資本市場における監査に対する社会的な信頼の重要性や、そのような信頼を醸成する上での監査人や監査監督当局の役割に焦点が当てられた。

ワーキンググループ及びタスクフォース

IFIARのワーキンググループ（WG）議長・タスクフォース（TF）リードから、過去1年間の活動報告と今後1年間の主な計画について共有があり、質疑応答を行った。IFIARのWGとTFはメンバー主導で運営されており、IFIARがミッションを達成する上で重要な役割を果たす。IFIARの5つのWGと3つのTFは、それぞれ、監査品質、検査、執行、基準設定、投資家・その他利害関係者、テクノロジーの活用、サステナビリティ保証の各分野において、実務的な成果物に焦点を当てている。

IFIAR正副議長及び代表理事の選挙

2023年本会合と共に、デュエイン・デスパルテ氏のIFIAR議長任期が終了し、IFIARは、同氏の過去4年間にわたる正副議長としての貢献とリーダーシップに謝意を表した。新たな正副議長の選挙が行われ、議長に長岡隆氏（日本・金融庁/公認会計士・監査審査会）、副議長にケヴィン・プレnderガスト（Kevin Prendergast）氏（アイルランド・IAASA）が選出された。

代表理事会メンバーについては、ブラジル（CVM）、台湾（FSC）、ギリシャ（HAASOB）、トルコ（CMB/POA）が再選された。各メンバーの任期は4年で、オーストラリア（ASIC）、カナダ（CPAB）、フランス（H3C）、ドイツ（AOB）、アイルランド（IAASA）、日本（JFSA/CPAAOB）、オランダ（AFM）、南アフリカ（IRBA）、シンガポール（ACRA）、スイス（FAOA）、英国（FRC）、米国（PCAOB）と共に、代表理事会は計16か国・地域のメンバーで構成される。

IFIAR について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、大洋州、欧州の54の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。そのミッションは、グローバルに監査監督を向上させることにより、投資家を含む公益に資することである。IFIARは、世界中の監査品質や規制の実務について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報については、IFIARウェブサイト（www.ifiar.org）を参照されたい。

ⁱ ロシアのメンバーは、現在、IFIARの知見共有や会合に参加しておらず、したがって2023年本会合にも参加者を派遣しなかった。

監査監督機関国際フォーラムによる 「2023年検査指摘事項報告書」の公表について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、メンバー国の監査監督当局を対象に、2023年（令和5年）、12回目となる検査指摘事項調査を実施しました。この度、その結果を取りまとめた「2023年検査指摘事項報告書」（原題：Survey of Inspection Findings 2023）を公表しました。

なお、公認会計士・監査審査会事務局は、本報告書の取りまとめを行う作業チームに参画しており、引き続き当該取組みに貢献してまいります。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

 [プレスリリース（原文）](#)（PDF：115KB） ・  [（仮訳）](#)（PDF：277KB）

 [「2023年検査指摘事項報告書」（原文）](#)（PDF：580KB）

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課（内線2415）

プレスリリース(仮訳)

監査監督機関国際フォーラム(IFIAI)が年次検査指摘事項調査の報告書及び指摘削減目標の結果を公表

2024年3月18日

2023年 年次検査指摘事項調査

本日、IFIAI は、6 大グローバル監査法人ネットワーク(GPPC¹ネットワーク)に加盟している監査法人に対して、IFIAI メンバー当局が個別に行った検査に基づく 12 回目の年次検査指摘事項調査の結果に係る報告書を公表した。IFIAI は、法人全体の品質管理態勢に対する検査、及び個別監査業務に対する検査の 2 種類の活動に係る情報を収集した。51 法域の IFIAI メンバー当局が 2023 年調査に参加した。

2023 年調査における IFIAI メンバー当局の報告によると、検査を行った個別監査業務のうち、1 つ以上の指摘があったものは、2022 年調査の 26%に対し、32%だった。複数年に亘る減少傾向の後に 6%増加したことに対しては、失望すると共に懸念している。

IFIAI は、GPPC ネットワーク及びそのメンバーファームに対して、指摘が増加した場合又は改善が認められない場合には、その理由を理解するために、徹底的なレビュー及び根本原因分析を緊急に実施することを求める。そして、GPPC ネットワーク及びそのメンバーファームは、監査品質の継続的かつ持続的な改善を促進するために、特定した問題に対処するために必要な全ての措置を実施しなければならない。

グローバル監査品質ワーキンググループ(GAQWG)指摘削減目標の結果

GPPC ネットワークと IFIAI の対話は、GAQWG によって主導されている。IFIAI の GAQWG は、GPPC ネットワークとの連携の一環として、年次検査指摘事項調査の結果を利用し、監査品質を向上させるための GPPC ネットワークの経時的な取組を注視している。2019 年に GAQWG は、GPPC ネットワークに対して、参加メンバー法域において 1 つ以上の指摘があった上場 PIE 監査の割合を、2023 年までの 4 年間で少なくとも 25%削減することを求める取組を更新した。IFIAI の約半数のメンバー法域がこの取組に参加した。当該取組の 2019 年における全体的な基準値は 32%であり、GPPC ネットワークは目標達成のために、指摘があった監査の割合を 24%以下にすることを目指していた。2023 年の調査結果においては、取組に参加した IFIAI メンバー当局によって報告された 1 つ以上の指摘があった監査の割合は 30%となり、6.25%の削減にとどまった。

GAQWG は、GPPC ネットワークが全体として指摘の割合を少なくとも 25%削減できなかったことに失望している。GPPC ネットワークは、少なくとも 1 つの指摘があった個別監査業務の割合に著しい改善が見られなかった理由を精査し、検討することを期待されている。GAQWG は、今後 1 年間に亘り、GPPC ネットワークが合意された削減目標を達成できなかった理由をより詳細に精査していく。

¹ (公認会計士・監査審査会事務局注) Global Public Policy Committee networks : BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers

IFIAR は、指摘事項のある上場 PIE 監査の数が依然として極めて多いことに懸念を表明すると共に、2023 年の調査結果は、広範かつ一貫した基準で監査品質を大幅に向上させるための、更なる多くの取組が GPPC ネットワークによって実施される必要があることを示している。

本調査について

IFIAR の年次検査指摘事項調査は、監査法人の品質管理態勢及びシステム上重要な金融機関(SIFIs)を含む上場 PIEs の監査について、IFIAR メンバー当局の主な検査結果をまとめたものである。PIE 監査における検査指摘事項は、監査事務所が監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠を入手していなかったことを示す、監査手続上の不備である。しかし、必ずしも当該財務諸表に重要な虚偽表示があることを示唆するものではない。

メンバー当局の検査プログラムの集計結果の各年毎の変化が、必ずしも監査品質の継続的な変化を示すものではないため、IFIAR は、調査結果の全体的な傾向を長期的にモニターしている。さらに、本調査結果は、監査法人による監査品質改善の進捗を測定する唯一の要素ではない。IFIAR メンバー当局の検査はリスクベースの手法を取っているため、年間を通じて、必ずしも全ての監査事務所や品質管理項目、保証業務を代表するサンプルを選んでいるわけではない。

監査品質を向上させる責任は監査法人にあるが、IFIAR は、メンバー当局の権限に基づく監督能力を向上させ、また、より高品質な監査の実現のため、GPPC ネットワークと定期的に対話し、働き掛けを行うといった様々な活動を通じて、グローバルに一貫した高品質な監査に向けた発展に影響を与えることに努める。

IFIARについて

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの56の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査品質を向上することにより、投資家を含む公益に資することである。IFIAR は、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIAR の公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定理事会(FSB)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)及び世界銀行である。IFIAR に関する更なる情報については、IFIAR ウェブサイト(www.ifiar.org)を参照されたい。

IFIAR Releases Report on 2023 Annual Survey of Audit Inspection Findings and Reports Outcome of Findings Reduction Metric

March 18, 2024

2023 Annual Survey of Inspection Findings

The International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) released today a report on the results of its twelfth annual survey of inspection findings arising from its Member regulators' individual inspections of audit firms affiliated with the six largest global audit firm networks (the Global Public Policy Committee networks, or "GPPC networks")¹. IFIAR collected information about two categories of activities: inspections of firm-wide systems of quality control and inspections of individual audit engagements. IFIAR Members from fifty-one jurisdictions contributed to the 2023 survey.

IFIAR Members reported in the 2023 survey that 32% of audit engagements inspected had at least one finding, compared to 26% in the 2022 survey. This six-percentage point increase following the downward trend experienced over several years is both disappointing and concerning.

IFIAR calls on the GPPC networks, and their member firms where there has been an increase in findings or no further improvement, to conduct an urgent, thorough review and root-cause analysis to understand the reasons for this. GPPC networks and their member firms then must implement all necessary actions to address the issues identified in order to drive continuous and sustainable improvement in audit quality.

Global Audit Quality Working Group (GAQWG) Finding Reduction Metric Outcome

IFIAR's dialogue with the GPPC networks is led by the GAQWG. As part of its engagement with the GPPC networks, IFIAR's GAQWG uses the results of the annual inspection findings surveys to monitor efforts of the GPPC networks to improve audit quality over time. In 2019, the GAQWG renewed an initiative challenging the GPPC networks to reduce the percentage of listed PIE audits with one or more findings in participating jurisdictions by at least 25% over a four-year period, ending in 2023. Approximately half of IFIAR's Member jurisdictions participated in this initiative. The collective baseline for the initiative in 2019 was 32%, and the GPPC networks were aiming for a collective percentage of inspected audits with findings of 24% or less to meet the target. Based on the results of the 2023 Survey, the percentage of audits with at least one finding reported by the IFIAR Members participating in the initiative was 30% – a reduction of only 6.25%.

The GAQWG is disappointed that the GPPC networks failed to collectively achieve a reduction in findings of at least 25%. The GPPC networks are expected to examine and evaluate the reasons for the lack of significant improvement in the rate of engagements with at least one finding. Over the next year, the GAQWG will more closely examine the reasons why GPPC networks failed to meet the agreed-upon reduction metric.

IFIAR voices its concern that the number of listed PIE audits with findings remains far too high, and the 2023 survey results demonstrate that much more needs to be done by the GPPC networks to significantly improve audit quality on a broad and consistent basis.

¹ Each of the GPPC networks is comprised of a group of legally separate firms operating locally in countries or regions around the world. The GPPC networks participate in the Global Public Policy Committee (GPPC), represented by the following entities: BDO International Limited, Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Ernst & Young Global Limited, Grant Thornton International Limited, KPMG International Cooperative, and PricewaterhouseCoopers International Limited.

About the Survey

IFIAR's annual Inspection Findings Survey collects data on key results from IFIAR Members' inspections of audit firms' systems of quality control and audits of listed public interest entities (PIEs), including systemically important financial institutions (SIFIs). Inspection findings for PIE audits are deficiencies in audit procedures that indicate that the audit firm did not obtain sufficient appropriate audit evidence to support its opinion, but do not necessarily imply that those financial statements are also materially misstated.

IFIAR monitors general trends in survey findings over time, as individual year-over-year changes in aggregate results across our Members' inspections programs are not necessarily indicative of lasting changes in audit quality. Furthermore, the survey results are not the sole factor when considering firms' progress in improving audit quality. Members' inspection processes follow a risk-based methodology and are not necessarily intended to select a representative sample of all firms or of all their quality control elements or assurance work throughout the year.

While responsibility for improving audit quality rests with audit firms, IFIAR seeks to influence progress towards consistent, high-quality audits globally through various activities, including by advancing the regulatory oversight capabilities of its Members and by regularly engaging with and challenging the GPPC networks to achieve higher quality audits.

About IFIAR

Established in 2006, the International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) comprises independent audit regulators from 56 jurisdictions representing Africa, North America, South America, Asia, Oceania, and Europe. Our mission is to serve the public interest, including investors, by enhancing audit oversight globally. IFIAR provides a platform for dialogue and information-sharing regarding audit quality matters and regulatory practices around the world; and promotes collaboration in regulatory activity. IFIAR's official observer organizations are the Basel Committee on Banking Supervision, the European Commission, the Financial Stability Board, the International Association of Insurance Supervisors, the International Organization of Securities Commissions, the Public Interest Oversight Board and the World Bank. For more information about IFIAR, visit www.ifiar.org.

IFIAR 検査ワークショップ開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 5 月 30・31 日	アムステルダム	22 か国・地域
第 2 回	平成 20 年 1 月 29・30 日	ベルリン	20 か国・地域
第 3 回	平成 21 年 2 月 11～13 日	ストックホルム	25 か国・地域
第 4 回	平成 22 年 2 月 9～12 日	パリ	31 か国・地域
第 5 回	平成 23 年 2 月 23～25 日	ワシントン DC	30 か国・地域
第 6 回	平成 24 年 3 月 5～7 日	アブダビ	32 か国・地域
第 7 回	平成 25 年 3 月 4～6 日	チューリッヒ	38 か国・地域
第 8 回	平成 26 年 3 月 10～12 日	クアラルンプール	36 か国・地域
第 9 回	平成 27 年 3 月 2～4 日	ロンドン	37 か国・地域
第 10 回	平成 28 年 2 月 22～24 日	アブダビ	34 か国・地域
第 11 回	平成 29 年 2 月 8～10 日	アテネ	41 か国・地域
第 12 回	平成 30 年 2 月 20～22 日	コロンボ	41 か国・地域
第 13 回	平成 31 年 3 月 6～8 日	パリ	47 か国・地域
第 14 回	令和 2 年 2 月 4～6 日	ワシントン DC	40 か国・地域
第 15 回	令和 3 年 3 月 23～25 日	オンライン形式	51 か国・地域
第 16 回	令和 4 年 3 月 22～24 日	オンライン形式	50 か国・地域
第 17 回	令和 5 年 3 月 7～9 日	バリ	約 40 か国・地域
第 18 回	令和 6 年 3 月 5～7 日	ダブリン	約 45 か国・地域

日本 IFIAR ネットワーク 会員

【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会（I B A）
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

【その他】

- 日本弁護士連合会

【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

（注 1）各分類内で 50 音順

（注 2）○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

公認会計士・監査審査会の活動状況に関連する主な公表資料

- 過去の年次報告『公認会計士・監査審査会の活動状況』

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakai/reports/index.html>

- 過去の公認会計士試験の試験結果等

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/kakoshiken.html>

- 国際関係

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）について

<https://www.fsa.go.jp/ifiar/20161207-1.html>

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）議長就任について（令和5年4月28日）

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/kokusai/20230428.html>

（参考）

- 監査事務所に対する審査及び検査

令和6年版モニタリングレポート

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20240719/20240719-1.html>



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/index.html>